



飛行機の離発着を見ることができるさくらの山

# 美しい成田を未来へ 継承するため

市内には、自然豊かな里地と都市的な市街地が存在し、成田山新勝寺や成田空港などの多様な景観資源があります。市では、市内の良好な景観を保全・育成・創出していくための基本計画となる「成田市景観計画」を策定しました。また、景観計画を効果的に運用するため、「成田市景観条例」を併せて制定しました。景観計画・景観条例は4月1日から施行されます。

## 計画策定の経緯

本市は、景観計画を策定するため、平成23年10月に「景観行政団体」になりました。その後、パブリックコメントのほか、「景観まちづくり市民懇談会」や「景観計画策定審議会」から出された意見を基に計画の策定を進め、平成25年12月3日に公表しました。

## 景観計画・景観条例とは

市では、良好な景観を保全・育

成・創出していくため、景観法に基づいて景観計画と景観条例を策定しました。

計画では、良好な景観を形成するための基本目標や基本方針のほか、景観形成について市民・事業者・市が配慮すべき点を示した景観形成方針、一定規模の建築など景観に影響を与える行為に対する届け出の義務付け、市民が主体となる景観づくりを応援する制度などを定めています。

条例では、景観計画を運用する

ため、届け出の必要な行為の内容や審査の手続きなどを定めています。

## 基本目標と基本方針

景観計画では、基本目標を「未来へつなぐ自然と歴史と世界が交流する成田の景観づくり」と定めました。

また、基本目標の目指す方向をさらに明確にするため、4つの基本方針(3ページ参照)を定めまし



成田祇園祭でにぎわう表参道



利根川堤防からの開放的な眺め



下総地区の田園と斜面林

## 地域ごとの景観形成方針と景観形成基準

良好な景観を保全・育成・創出していくためには、市民の皆さんにその重要性を深く理解してもらい、建物を建てる場合などは、景観に配慮してもらう必要があります。

このため、市民・事業者・市が共有する景観形成について配慮すべき点を示した景観形成方針を定めました。

景観計画では、まず市内全域を、地域の景観の特性ごとに、里地、住宅市街地、商業地、工業地、成

田空港周辺といった5つの区域に分類し、それぞれの景観形成方針を定めました。

さらに、成田山新勝寺に代表される歴史景観や、地域の顔となる駅周辺景観など、特徴的な景観の区域を設定し、それぞれの景観形成方針を定めました。

また、景観形成方針を実現するため、どのように景観に配慮したらよいかを具体的に示した景観形成基準を定めています。

## 一定規模の建築などは届け出を

建物を建てる場合など、景観に

影響を与える全ての行為について、景観に配慮する必要があります。

このうち、左表の行為を行う際には、行為に着手する30日前までに届け出が必要になります。

## 市民が主体の景観づくりを応援します

市では、市民の皆さんが主体となり景観づくりを進めるために、さまざまな制度を設けました。

○景観地域づくり団体の認定：積極的に地域の良好な景観づくりに取り組もうとする市民や事業者を認定

○景観地域づくり協定の認定：景

観地域づくり団体が定める景観に関する協定を認定

○なりた景観資産の登録：良好な景観を見ることができるところを登録

○表彰：良好な景観の形成に貢献する活動や取り組みを行う市民や団体、事業者などを表彰

計画・条例の内容は、都市計画課(市役所5階)、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sei/sosiki/toshikei/sid0084.html>)で見ることができます。

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

## 景観計画の基本方針

### 1.里地や水辺が織りなす豊かな景観づくり

- ①やすらぎのある里地の景観を保全・育成する
- ②うるおいのある水辺の景観を保全・育成する

### 2.成田の歴史文化を継承する景観づくり

- ①門前町の歴史が感じられる街並み景観を保全・活用する
- ②地域の歴史文化を活かした景観を保全・活用する

### 3.世界とつながるNARITAを訪れる人をもてなす景観づくり

- ①成田を訪れる人をもてなす景観を創出する
- ②良好なアクセス景観を創出する

### 4.市民の住むことへの誇りと愛着を育む景観づくり

- ①快適な暮らしを支える緑うらおう街並み景観を形成する
- ②人と人のつながりを活かした景観づくりを進める
- ③市民・事業者・行政が力を合わせた景観づくりを進める

## 市に届け出が必要な行為

行為	規模
建築物の建築や外観の変更など	高さ13メートルを超えるもの、または延べ面積1,000平方メートル以上のもの
工作物の建設や外観の変更など	高さ15メートルを超えるもの(擁壁、塀などは、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの)
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	区域面積1,000平方メートル以上のもの
屋外での土石・廃棄物・再生資源・物件の堆積	区域面積1,000平方メートル以上のもの
木や竹の植栽・伐採	区域面積1,000平方メートル(市街化区域は500平方メートル)以上のもの